職長安全衛生教育講習（製造業等向け）のご案内

岡 崎 労 働 基 準 協 会
〒444-0831　岡崎市羽根北町一丁目３番地８
ＴＥＬ（０５６４）５２－３６９２
ＦＡＸ（０５６４）５４－０７３９
https://www.okazaki-rouki.com

労働安全衛生法第６０条 ・労働安全衛生規則第４０条により、事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）に対し、労働安全衛生規則で定める安全又は衛生のための教育を行わなければならないことを事業者に義務付けております。

今回当協会では、事業者に代わって教育を行う講習会を下記のとおり開催いたしますので、受講されますようご案内申し上げます。

なお、建設業安全衛生責任者教育との併合教育ではありませんのでご注意ください。

記

１．日　　時　　２０２６年9月２９日（火）・３０日（水）９時２５分～１７時１５分
＊受付は９時１０分より行います。

２．会　　場　　岡崎市中小企業・勤労者支援センター
（岡崎市羽根町字小豆坂１１７－３）

３．定　　員　　４０名　　（※受講者数が少ない場合は、講習会を中止することがあります。）

４．受 講 料　　**製造業等**　会員 12,320 円（本体 11,200 円）　非会員 15,620 円（本体 14,200 円）
※受講料には、消費税・テキスト代含む。昼食はご用意しません。
各自弁当等をご持参ください（近くに飲食店・コンビニは殆どありません）。

５．申込方法　　電話にて予約をお願いします。受講申込書を９月１５日（火）までに当協会へ提出願います。（ＦＡＸ・メール可）　E-mail：kyokai@okazaki-rouki.com
※メールの場合は、送信後に必ず電話をいただき申込書の確認をさせていただきます。
申込書は岡崎労働基準協会ホームページからも取り出せます。
受講料は、協会窓口持参または請求書発行後 振込をお願いします。

６．そ の 他　　納入された受講料は９月１８日（金）までに取り消しの連絡が無い場合は返金できません。やむを得ない事情により、受講者を変更する場合は交代者の申込書を作成し、講習日前日までに提出し受講票の訂正を受けて下さい。
※全課程を修了した方には、修了証を交付いたします。

参考　職長等の教育を行うべき業種（令第１９条）
１　建設業　２　製造業　３　電気業　４　ガス業　５　自動車整備業　６　機械修理業
但し、製造業のうち、次に揚げるものを除く。
イ　たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）
ロ　繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）　　ニ　紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）
ハ　衣服その他の繊維製品製造業

◎注意事項
・当日の朝、自ら検温等を行い、体調のすぐれない場合は受講をご遠慮ください。
・昼食はご用意しません。教室内自席で弁当等を召し上がることはできます。
・弁当のごみ等は施設内で廃棄できません。各自お持ち帰りください。

（開催当日、本人確認のため運転免許証、パスポート、在留カード等確認できるものをお持ち下さい。）

職長安全衛生教育講習申込書

２０２６年９月２９日・３０日

事業所名			会　員 いずれかに○　(岡崎・刈谷・豊田・西尾) 非会員	
所在地	〒 TEL FAX		業　　種	
			担当者氏名	
			所属部署名	
			Ｔ　Ｅ　Ｌ	
受講番号 ※記入不要	受 講 者 氏 名	フ リ ガ ナ	生 年 月 日	
			西暦　　年　　月　　日	
			西暦　　年　　月　　日	
			西暦　　年　　月　　日	
			西暦　　年　　月　　日	
			西暦　　年　　月　　日	

※この申込書の個人情報は、当該講習の必要事項以外に使用することはありません。

《講習会場》　岡崎市中小企業・勤労者支援センター　　TEL　0564－52－4611

岡崎市羽根町小豆坂 117-3

※会場への直接のお問い合わせは、ご遠慮下さい。